

教職第1070号  
平成28年3月31日

各県立学校長 様

教 育 長

千葉県立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正について（通知）

このことについて、千葉県立学校職員の人事評価に関する規則（平成23年千葉県教育委員会規則第1号）の一部が別添のとおり改正され、平成28年4月1日から施行されます。

ついては、改正内容については下記のとおりですので、貴所属職員に周知するとともに、当規則の適切な運用について配慮願います。

記

- 1 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十四号）が平成28年4月1日付けで施行されることに伴い、地方公務員について、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事評価を定期的実施するとともに、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることが求められることから、県立学校職員の人事評価については、職員の職務遂行の過程において発揮されている能力・意欲を評価する「能力評価」及び職員が校長の定める学校の教育目標を踏まえて職務上の目標を設定し、その目標を達成するにあたり挙げた職務の実績を評価する「業績評価」により実施する。
- 2 県立学校の事務長及び事務職員については、教育庁職員と同じ人事評価制度により実施する。